

格差をなくし、 公正・公平な社会へ

労働組合とともに力を合わせよう

正規雇用と非正規雇用、都市部と地方、大企業と中小企業、性や年齢などによる、あらゆる格差と貧困が広がっています。

私たち労働組合は、格差をなくし、公正・公平な社会に切り替えていくための2020年国民春闘にとりくんでいます。

人間らしく働き、生きることは、労働者の権利です。しかし、黙っていては、変えることはできません。

労働者が声を上げるために労働組合はあります。あなたも、労働組合に入って、働き方、暮らしを、ご一緒に変えていきましょう。

このままの働き方でいいの？

8時間働けば人間らしく暮らせる



ハラスメントは人権侵害です



「身も心もすり減らして働いて、やっと暮らせる賃金」「毎日のように残業しないと、仕事が終わらない」……。法律では「1日8時間、週40時間」が法定労働時間です。残業はあくまでもその例外です。「8時間労働で人間らしく暮らせる賃金」が当然の権利です。

働き方で疑問や不安なことがあつたら、労働組合にお気軽にお問い合わせください。

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。人権を侵害するハラスメントを根絶しましょう。

あなたも労働組合に！

あきらめないで電話して下さい。秘密厳守・相談無料
労働相談ホットライン  0120-378-060

最寄りの労働センターにつながります。

<http://www.zenroren.gr.jp/>

全労連
ホームページ

春闘要求
アンケート
実施中



